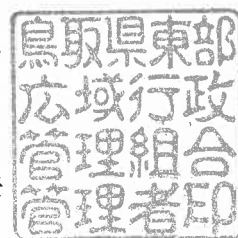


発環第418号
令和5年9月1日

鳥取県東部広域行政管理組合
廃棄物等審議会 会長 星川 淑子 様

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 深澤 義彦



一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公の施設の利用料金の見直しについて
(諮問)

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会条例（平成17年鳥取県東部広域行政管理組合条例第4号）第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公の施設の利用料金の見直しについて
 - ① 一般廃棄物処理手数料（不燃物処理手数料）
 - ② " （可燃物処理手数料）
 - ③ 因幡霊場の利用料金
 - ④ 白兔グラウンドゴルフ場の利用料金

2 諮問理由

令和6年4月から3カ年に係る処理手数料の見直しを行うため。